病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第5条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

O_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第6条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{15} ＝ 0.033

P_{16} ＝ 0.033

P_{17} ＝ 0.028

P_{18} ＝ 0.027

P_{19} ＝ 0.032

P_{20} ＝ 0.032

P_{21} ＝ 0.032

P_{22} ＝ 0.032

Q_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI事業者」という。）が整備し、平成n年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

R_{15} ＝ 0.012

R_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの

病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第5条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

O_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第6条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{15} ＝ 0.033

P_{16} ＝ 0.033

P_{17} ＝ 0.028

P_{18} ＝ 0.033

P_{19} ＝ 0.032

P_{20} ＝ 0.032

P_{21} ＝ 0.033

P_{22} ＝ 0.033

Q_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI事業者」という。）が整備し、平成n年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

R_{15} ＝ 0.012

R_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.024

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの